

2015年以降に実施された追加関税措置の品目別税率

(単位:%)

施行日	HSコード	品目	追加課税率
2月6日	82(注)	卑金属製の工具、道具、刃物ならびにこれらの部分品	25
5月23日	94.01、94.02、94.03、94.04	家具、いす、寝具など(9401.10、9401.20、9402.10.00.00.21、9402.90.00.00.21は除く)	50
	9401.90、9403.90	家具、いすなどの部分品(9401.90.10.00.00、9401.90.80.00.11は除く)	25
6月7日	85.08	真空式掃除機	30
	8508.70	真空式掃除機の部分品	10
	85.09	家庭用電気機器	30
	8509.90	家庭用電気機器の部分品	10
	85.16	電気式の瞬間湯沸かし器、暖房機器、電熱式の調髪用機器、電気アイロンなど	30
	8516.90	電気式の瞬間湯沸かし器、暖房機器、電熱式の調髪用機器、電気アイロンなどの部分品	10
6月7日	9405.10	シャンデリアその他の天井用または壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場または街路の照明に使用する種類のものを除く)	20
	9405.20	卓上用、机上用、ベッドサイド用または床置き用の電気式ランプ	20
	9405.30	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	20
	9405.40	電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く)	20
	9405.50	非電気式のランプその他の照明器具	20
	9405.60	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	20
6月20日	42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、その他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、繊維用繊維、バルカナイズドファイバーもしくは板紙から製造しまたは全部もしくは大部分をこれらの材料もしくは紙で被覆したものに限る。)およびトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、その他これらに類する容器	30

(注) 第82類の全ての品目が対象とされているわけではないので、詳しい品目については2015年2月6日付官報29259号(Decision Number:2015/7241)で確認のこと。

(出所) 官報を基に作成